

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたかたに対する 水道下水道使用料金の支払猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響により、水道下水道使用料のお支払いが一時的に困難となっているかたは、申請により、以下のとおりお支払いを猶予します。

## 1. 対象者

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- (2) 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

## 2. 対象料金

令和2年5月定例分～令和2年11月定例分（精算分も含む）

## 3. 支払猶予の内容

通常納付期限から、最長1年延長します。

## 4. 受付期間

令和2年4月20日（月）から令和2年11月30日（月）までのそれぞれの納付期限までに申請してください。

請求年月	納付期限
令和2年5月	令和2年6月1日
令和2年7月	令和2年7月31日
令和2年9月	令和2年9月30日
令和2年11月	令和2年11月30日

## 5. 申請方法

津南町建設課上下水道班にて徴収猶予（期間の延長）申請書および水道下水道使用料金支払猶予確認書の受付を行っております。

あわせて、税等の徴収猶予の受付は津南町税務町民課税務班にて行っております。

問合せ先

津南町役場建設課上下水道班

TEL 025-765-3116